

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
<u>(単位の修得方法)</u>											
第4条 免許法別表第3の備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。						第4条 免許法別表第3の備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。					
(1) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び幼稚園の臨時免許状から2種免許状を取得する場合						(1) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び幼稚園の臨時免許状から2種免許状を取得する場合					
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]						[略]					
(2) 小学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び小学校の臨時免許状から2種免許状を取得する場合						(2) 小学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び小学校の臨時免許状から2種免許状を取得する場合					
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]						[略]					
1種免許状	[略]					1種免許状	[略]				
	12-14	[略]					12以上	[略]			
	15以上	4	21	5	45						
[略]						[略]					
(3) 中学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び中学校の臨時免許状から2種免許状を取得する場合						(3) 中学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び中学校の臨時免許状から2種免許状を取得する場合					

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1種免許状	[略]				
	12-14	[略]			
	15以上	10	16	4	45
[略]					

(4) 高等学校の臨時免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
[略]					

2 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第11条第1項の表の備考第3号又は第4号及び免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
[略]					

(2) 小学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
1種免許状	[略]				
	12以上	[略]			
[略]					

(4) 高等学校の臨時免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					

2 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第11条第1項の表の備考第3号又は第4号及び免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					

(2) 小学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1種免許状	[略]				
	6-14	[略]			
	15以上	2	13	5	25

(3) 中学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
1種免許状	[略]				
	6以上	[略]			

(3) 中学校の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1種免許状	[略]				
	6-14	[略]			
	15以上	6	10	4	25

(4) 高等学校の臨時免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
1種免許状	[略]				
	6以上	[略]			

(4) 高等学校の臨時免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
[略]					

第5条 免許法別表第5から別表第6の2までの規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

- (1) 中学校職業実習の臨時免許状から2種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					

第5条 免許法別表第5から別表第6の2までの規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

- (1) 中学校職業実習の臨時免許状から2種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
[略]				

(2) 養護教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び臨時免許状から2種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
[略]					

(3) 栄養教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
[略]					

第5条の2 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目
		教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
[略]				

(2) 養護教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び臨時免許状から2種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					

(3) 栄養教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
[略]					

第5条の2 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数
	保育内容の指導法に関する科目
1以上	3

<u>1</u>			<u>3</u>	
----------	--	--	----------	--

(2) 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
		教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
<u>1</u>		<u>7</u>	<u>1</u>	<u>2</u>		
<u>2</u>		<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		

(3) 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
		教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
<u>1</u>		<u>7</u>		<u>2</u>		
<u>2</u>		<u>5</u>		<u>1</u>		

(2) 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	各教科の指導法に関する科目	最低修得単位数	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
		道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
<u>1</u>		<u>7</u>	<u>1</u>
<u>2以上</u>		<u>5</u>	<u>1</u>

(3) 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	各教科の指導法に関する科目	最低修得単位数	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
		道徳の理論及び指導法	（生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理
<u>1</u>		<u>7</u>	<u>1</u>
<u>2以上</u>		<u>5</u>	<u>1</u>

		論及び方法に係る部分に限る。)
<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>
<u>2以上</u>	<u>5</u>	<u>1</u>

(4) 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
		教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>		<u>2</u>		
<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		<u>2</u>		
<u>3</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		<u>1</u>		

(4) 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数		
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。)
<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
<u>3以上</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

(5) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
		教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談
		各教科	道徳	保育内		

(5) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数		
	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相	大学が独自に設定する科目

	の指導 法	指導法	容の指 導法	及び進 路指導 等に関 する科 目	
1	1	1		1	3
2	1	1		1	2

(6) 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭1種免許状を取得する場合

在職 年数	教科に 関する 科目	教職に関する科目			生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	教科又 は教職 に関す る科目
		教育課程及び指導法に 関する科目				
		各教科 の指導 法	道徳の 指導法	保育内 容の指 導法		
1		1			2	6
2		1			1	4

目	談等に関する科目			
	道徳の理 論及び方 法	生徒指導 の理論及 び方法、 教育相談 （カウ ンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を 含む。） の理論及 び方法 又は進 路指導 及びキ ャリア 教育の 理論及 び方法		
1	1	1	1	3
2以上	1	1	1	2

(6) 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭1種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数		
	各教科の指 導法に関す る科目	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目 （生徒指導 の理論及び 方法、教育 相談（カウ ンセリ ングに 関する基 礎的な知識 を含む。） の理論及び 方法又は進	大学が独自 に設定する 科目

路指導及び
キャリア教
育の理論及
び方法に係
る部分に限
る。)

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>6</u>
	<u>2以上</u>	<u>1</u>	<u>4</u>

第6条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第8項の規定により高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
[略]					

第6条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第8項の規定により高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					

第7条 免許法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

受けようとする免許状の種類	免許法附則第9項の表の第2欄の記号	最低修得単位数	
		教科に関する科目	教職に関する科目
[略]			

第7条 免許法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

受けようとする免許状の種類	免許法附則第9項の表の第2欄の記号	最低修得単位数	
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等
[略]			

附 則

1 [略]

2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項の規定の適用を受ける教育職員検定を申請する者は、第13条第1項各号（第9号を除く。）に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

附 則

1 [略]

2 免許法附則第18項の規定の適用を受ける教育職員検定を申請する者は、第13条第1項各号（第9号を除く。）に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。